

令和7年5月1日

堺市長

永藤 英機 様

堺市同和行政協議会

会長 小堀 清次

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について
(令和6年度報告)

令和5年9月26日付け堺ダイ企第1317号をもって審議依頼がありました事項について、別紙のとおり本協議会の令和6年度意見を取りまとめましたので、ご報告します。

【審議依頼事項】

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

① 本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

【第 27 回堺市同和行政協議会（令和 6 年 11 月 14 日木曜）】

- ・ 令和 5 年度の審議内容について
- ・ 大仙西校区まちづくりグランドデザイン」（審議依頼事項）について審議

【第 28 回堺市同和行政協議会（令和 7 年 3 月 28 日金曜）】

- ・ 講演「インターネットと人権」
- ・ 講演内容に関する質疑応答、意見交換
- ・ 前回審議での質問への回答について共有

《主な意見》

【第 27 回堺市同和行政協議会】

(1) 「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」について

(質疑)

大仙西校区まちづくりグランドデザインのポイント②に「多様な世帯が共に暮らす校区形成」とあり、多様な世帯には「若い世帯」が含まれると思うが、現状の狙いと動きについて教えてほしい。

(回答)

大仙西校区は、協和町・大仙西町団地の住宅が校区の大半を占めている状況で、若い世帯や新婚世帯を取り込まないと高齢化が一層進む。これらの世帯を取り込んでいくためには、住宅募集が一番の鍵を握ると考え、これらの世帯の応募を増やすため、11 月の住宅募集時には「新婚世帯向け」、「子育て世帯向け」という優先公募枠を設けて、若い世帯が申込みしやすくしている。今後も優先公募枠の拡大等を含めた強化を検討していく。

(質疑)

民間活用予定地になっている場所が共愛こども園と隣接している。解体工事の工事車両往来で送迎時の安全確保や園児の午睡時間の重機の騒音について、考え方等決まっていることがあれば示してほしい。

(回答)

解体工事については、入札後業者が決定次第、共愛こども園の保護者向けや周辺住民向

けに説明会を実施し、市で出来る限り負担軽減できることはやっていきたい。

(質疑)

民間活用用地の活用方法について、地域との協議をしっかりといただき、例えば「子育て拠点」にパチンコ店が来るようなことはないようにしてほしい。

(回答)

今現在、民間活用用地については何も決まっていない。土地と建物を一緒に売却するのか、建物は解体し更地として売却するのも決まっていない。売却方法やどのような建物が建てられるのか、どのような需要があるのか市場調査を進めている。

用途地域の制限等があるので、パチンコ店が建つことはない。

今後、地域の意見等を聞き、方向性等が決まれば情報提供や意見交換を進めていきたい。

(質疑)

大仙西校区まちづくりランドデザインのポイント②「多様な世帯が共に暮らす校区形成」には「公募のあり方」が重要である。公募のあり方以外に活性化をめざす上で、市の取り組んでいるハード面とソフト面を教えてほしい。

(回答)

ハード面として、当初は大仙西町の北側の民間活用用地に多様な住宅を呼び込む計画であったが、耐震性の低い住宅の建替え用地に当てたため、民間活用用地を塩穴の方に移動し集約した。その場所で若い方やいろんな方が、住めるような多様な住宅を建てていくことも検討の一つにしていきたいと考えている。

ソフト面として、大仙西校区には人権ふれあいセンターがあり、地域内外の方にご利用いただいている。そういうところからつながりや交流を図り、今後も地域外の方にも来てもらえるよう他局と連携しながら進めたい。

(意見)

別の地域で地元の方が「聞いていない」と苦情を受けている。大仙西校区まちづくりランドデザインについては、地元としっかり話し合い、最適なところを見出すようにしてほしい。

(質疑)

地域に出向くと放置ゴミ・粗大ゴミが目につく。団地の解体工事があるから放っておくというのではなく、一部の方の捨てたゴミによって街全体が汚れることがないように考えてやっていく必要を感じている。市として今後の対策あれば教えてほしい。

(回答)

地域の方も不法投棄について問題意識を持っておられる。令和 5 年度には地域の方の声でまちづくり協議会と自治会の方が主体で、清掃活動を年 4 回実施された。市はバックアップという形で、活動に参加した。

美化意識を住民の方に持っていただき、住民の方から声を上げることで、市も非常に動きやすくなる。今後も市としてできることはやっていきたい。

また、解体予定の建物について、解体まで少し期間があり住民の方がすべて退去された後、一旦周囲を約 3m の鋼板で囲んで、ゴミを捨てられにくいようにする予定。

(質疑)

大仙西校区グランドデザインの建替え計画以外の団地についても老朽化が進んでいて、例えば東 17、18 棟のあったところには、この図で見ると何も書かれてない。

次のまちづくり計画というものが今後また示されるのか、住宅だけでなく公園もかなり老朽化してきている。既存の公園については、何か計画されているのか。

(回答)

大仙西校区まちづくりグランドデザインの計画は、2030 年度末までの計画である。

2030 年度頃には他の住宅も築 60 年を超える建物も出てくる。現時点では今後どのような方向で進めていくか決めていないが、通常では「建替え」でいくのか、改修などをして「長寿命化」を図るのかを決める時期が、いずれ来ると考えている。

建替えで進める場合、2030 年度までの大仙西校区まちづくりグランドデザインの住宅の白地となっている部分が余剰地として出てくる予定であるため、その余剰地を活用して建替事業を継続して進めていくようになると思う。

住宅建替えに影響のある部分の公園については、住宅部でリニューアルの計画がある。それ以外の既存の公園については、大仙西地区整備室は公園の所管でないため答えることが難しい。

(2) その他

(質疑)

法務局に削除要請した件について、令和 4 年度の堺市からの削除要請は 75 件で、その内削除になったのが 14 件しかない。19%しか削除されていないが、今年度の件数を教えてほしい。

(回答)

今年度の削除要請依頼は 9 月末時点で 2 件。対応について法務局からの返事はまだない。

【第28回堺市同和行政協議会】

《講演》

「インターネットと人権」

講師：佐藤 佳弘さん (株) 情報文化総合研究所代表取締役

- ・インターネット上で起きている人権侵害の最新の動向と事例紹介
- ・インターネットで被害をうけた場合、被害者は法で守られているのかを解説
- ・令和7年4月に施行される「情報流通プラットフォーム対処法」について解説

(意見)

差別や権利侵害に関して、線引きが曖昧であると思うが、教育や研修を通じてみんなに知ってもらうことが大切だと今回改めて感じた。

(質疑)

来月から施行される「情報流通プラットフォーム対処法」の足りない部分を埋めるため、地方自治体としてできることはないか。

(回答)

法の根拠がなかったり、対象が大規模事業者という限られたものになっており、ここを地方自治体が埋めるのは大変難しいと感じている。削除のための仮処分や訴訟等で攻めるのが一番効果的。

判例が積み重なっていくことで、サービス事業者が動きやすくなる それをもって、サービス業者に削除を求めていくことがよい。

(質疑)

裁判期間が長くなれば、費用がかかり裁判を行う当事者も非常に疲れてしまう。条例を変えていって積み上げ、国に示していくようなことは考えられないか。

(回答)

地方公共団体がやるべき行動・取組は、国に対して要望書を出すということ。それは自治体ごとよりも、協議会や県レベルで出していただきたい。「実質的な対処ができるようにしてほしい」ということを要望していただきたい。

また、削除するためには権利侵害であることという要件が定められているため、自治体で審議会や審査会等をつくり専門家に審議させて、これは権利侵害だということをその審議会で認定すれば、民間企業が動きやすくなり削除しやすくなる。

(第 27 回協議会での質疑)

「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」の中で、既存の公園について老朽化が進んでいると見受けられるが、何か計画があるのか。

(情報共有)

既存の公園について再整備やリニューアルの計画はないが、施設の点検を実施し優先順位を定めた上で補修などを実施している。

堺ダイ企第 1317 号

令和 5 年 9 月 26 日

堺市同和行政協議会会長 様

堺市長 永藤 英機



審 議 依 頼 書

堺市同和行政協議会条例（昭和 52 年条例第 44 号）第 2 条第 1 項に基づき、次の事項について審議を依頼します。

記

（審議依頼事項）

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

②利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について

（審議依頼事由）

①本市では、同和問題をはじめすべての人権問題の解決をめざして、「堺市基本計画 2025」に掲げている「すべての施策を平和と人権を尊重する視点をもって進める」という市政運営の基本的な視点のもと、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」及び「第 3 期堺市人権施策推進計画」に基づき、全庁的な人権施策の推進と計画的な総合調整等を実施しています。

具体的には、人権教育や人権啓発、人権に関わる相談、インターネット、SNS 等のモニタリングのほか、社会情勢や時代の変化により多様化する人権課題を精査・把握し、同和問題の解決に向け人権尊重の視点に立った取組を実施しています。

しかしながら、未だ同和問題の解決には至っておらず、インターネット等への差別的書き込みへの対応など、社会情勢の変化に応じた事業展開が求められています。

これらのことから、本市の同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組についてご意見をいただきたく、審議を依頼します。

②人権問題の解決に資するための総合施設である堺市立人権ふれあいセンターの役割や実施している事業を広く周知し、市内外の多くの方に施設を利用していただくことを目的に、施設の愛称を公募したいと考えています。

この愛称募集における募集要項や選定方法などについて、ご意見をいただきたく、審議を依頼します。